

第 16 期事業計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律は、「成年後見制度が財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていない」という認識のもと、「成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」ことを目的としている。

これを受けて平成 29 年 3 月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画（第一期）がその対象期間を終えたが、新規申立件数は増加傾向にあるものの（成年後見関係事件の概況最高裁判所事務総局家庭局）、利用者数の低迷状態は続いており、成年後見制度の見直しに向け、さらなる運用の改善はもとより、法改正についても具体的な検討が進められている。

成年後見制度の利用促進にあたっては、まだまだ検討すべき課題が多いことを踏まえ、令和 4 年 3 月に第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、地域共生社会の実現に向け、地域連携ネットワークにおける総合的な権利擁護支援策の一環として、成年後見制度の利用促進をさらに進めることとしている。

権利擁護支援策の中でも、本人の特性に応じた意思決定支援は、その重要な要素であるため、意思決定支援の理念を広く浸透させることが課題となっている。「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」では「意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう」と定義されており、これまで財産管理偏重と言われてきた一部の法律専門職に対しては、根本的な意識改革が迫られている。

当法人は、かねてより身上保護重視を標榜しており、被後見人等と頻繁に面会することなどを会員に指導してきた。それでも各種ガイドライン等で求められている「意思決定支援」は、当法人会員にとっても高いハードルであり、充実した研修受講機会を提供しつつ、その理念を尊重し実行に移していけるよう導いていかなければならない。

また、しばしば発生する成年後見人等による不祥事が、成年後見制度利用促進の足かせになっているとの指摘もある。当法人は年 4 回の業務報告義務を会員に課し、業務上横領等の犯罪防止はもちろんのこと、倫理違反のそしりを受けることのないよう確認・指導を行っている。また、このような業務管理には限界があることを認識し、損害を補填する制度を創設し、利用者等が安心して任せられる体制を構築した。

令和 5 年 3 月、4 月に総務省自治行政局行政課長から「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて（通知）」が都道府県、金融機関あてに発出され、当該業務は行政書士又は行政書士法人の業務に附帯し、又は密接に関連する業務であることが明確になった。

令和 7 年度には「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」が公表され、いよいよ民法等の改正が間近に迫っている。成年後見制度がより利用しやすい制度に生まれ変わることを期待しつつ、当法人も受け皿としての体制整備が急がれる。

今期事業としては、これらの状況を踏まえ、下記項目を重点項目として取り組み、地域

共生社会の実現に向けた権利擁護支援推進のため、法律専門職としての社会的使命と役割を十分に果たせるよう積極的な事業展開を図っていく。

【重点項目】

- (1) 都市部に偏在しない行政書士の特性を活かし、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進を図るため、日本行政書士会連合会と連携しながら、47支部設置に向け各単位会及び関係団体と協議を行う。また、会員数3,000名を目指す。
- (2) 個人では業務の執行が著しく困難と思われる事情が存在する事案に対応するため、法人として成年後見等を受任できる体制を複数支部で整備する。法人後見の実施をとおして公益社団法人としての社会的責任を果たす。
- (3) 地域共生社会の実現に資する権利擁護の担い手として、会員一人ひとりがより高い専門性と倫理観を備えることが求められている。こうした社会的要請に応えるため、会員の資質向上に資する体系的かつ高品質な研修機会を提供する。あわせて、研修制度全体の改善を進め、参加の利便性と内容の充実を図る。
- (4) 不正防止への取り組みとして、受任件数報告未提出ゼロ、定期報告長期未提出者ゼロに向けた取組みを継続する。また、個別の指導を必要とすると判断した業務報告事案に対しては迅速かつ有効な対応を図る。
- (5) 当法人の規模が拡大するにつれて、外部から会員に関する苦情が増加しつつある。成年後見制度を利用する方の権利を擁護するため、苦情処理に関する体制を整備し明確化する。

【専門職後見人指導監督事業】

- (1) 報告未提出者および報告遅延者への対応強化
- (2) 業務管理（定期業務報告・受任件数報告）
- (3) 任意後見契約の事前報告の確認作業
- (4) 不備のある報告案件への改善指導
- (5) システムからの報告体制の整備・拡充
- (6) リモート作業を前提とする作業環境及び研修体制の整備
- (7) 報告書の作成方法及び確認作業の手順・基準についてのマニュアル文書の改善
- (8) 業務管理参与との業務管理方法についての定期的な協議

【専門職後見人養成事業】

- (1) 入会前研修・義務研修の内容の体系化
- (2) 高水準の研修の企画・実施
- (3) VODシステム内の研修コンテンツの充実
- (4) 支部が行うオンライン研修の充実・支援

【成年後見普及啓発事業】

- (1) 広報誌の発行
- (2) 公式ホームページの管理・運営

- (3) 広報月間における広報活動の実施
- (4) 各地域での相談会・セミナーの実施
- (5) 自治体等と連携した制度普及活動
- (6) 一般及び会員からの相談への対応
- (7) 支部及び会員の活動に関する情報の収集・発信
- (8) 成年後見制度に係る調査・研究・情報収集
- (9) 法人設立 15 周年事業の実施

【法人後見事業】

- (1) 法人後見業務の実施・管理
- (2) 法人後見運用体制の継続的改善
- (3) 支部の体制構築

【法人管理業務】

総務関連

- (1) 支部活動の管理及び支援
- (2) 支部長会の開催
- (3) 法人会員に関する規定の見直し
- (4) 単位会との連携に関する事務
- (5) 会員に関する苦情等への対応

財務関連

- (1) 予算、決算の適正管理
- (2) 公益法人会計基準に沿った本部・支部の会計事務
- (3) 運営コスト削減についての検討
- (4) 会費滞納者及び保険未加入者の削減に向けた督促
- (5) 寄付の受付、基金の管理運営
- (6) 会費に関する事項の検討

法規関連

- (1) 諸規則の見直し、改正及び整備
- (2) 成年後見分野の民法改正の調査・研究
- (3) 任意後見制度の利用拡大に向けた各種モデル整備
- (4) 苦情処理体制の確立
- (5) 協定書・契約書など各種文書のリーガルチェック